

山陽小野田市まちづくり懇談会実施要綱

平成29年9月1日制定

平成30年4月1日改正

令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、市政に広く市民等の意見を取り入れ、今後の市政執行の参考とするため、山陽小野田市まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象者は、市内に在住し、在勤し、又は在学している者により構成するおおむね10人以上の団体とする。

(開催手続)

第3条 懇談会の開催を申し込もうとする団体は、山陽小野田市まちづくり懇談会開催申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、内容、日時等について調整の上、懇談会の開催の可否を決定し、その旨を山陽小野田市まちづくり懇談会開催通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する申込みが次のいずれかに該当すると認めるときは、懇談会を開催しないものとする。

(1) 公序良俗に反する又はそのおそれのあるとき。

(2) 政治活動、宗教活動若しくは営利活動を目的としたものであるとき。

(3) その他懇談会の主旨に反しているとき。

(市の出席者)

第4条 懇談会に出席する者は、申込みのテーマ内容により市長が決定する。

(懇談内容)

第5条 懇談会は、テーマを決めて行うものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市政に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の重要な事項に関すること。

2 テーマの件数は、1件とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りで

はない。

(懇談会の役割)

第6条 懇談会における司会及び記録は、市で行う。

(会場等)

第7条 第3条の規定により開催する懇談会の日程及び会場については、団体の代表者と協議し、決定する。

(懇談会)

第8条 懇談会は2時間程度とし、次第はおおむね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ
- (2) 出席者紹介
- (3) テーマの趣旨説明
- (4) テーマの報告
- (5) 意見交換
- (6) 閉会あいさつ

(庶務)

第9条 懇談会の庶務は、市民部生活安全課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

山陽小野田市長 あて

団体名称
申込者 代表者名
所在地
電話番号 - -

山陽小野田市まちづくり懇談会開催申込書

まちづくり懇談会の開催を次のとおり申し込みます。

参加者人数	() 人
項目	次の項目のいずれかに○をご記入ください。 (1) 市政に関すること (2) 上記以外の市の重要な事項に関すること
テーマ (原則1件とします。)	
テーマの具体的な内容	

(参考)

1 開催希望日時

第1希望 年 月 日 () 午前・午後 時

第2希望 年 月 日 () 午前・午後 時

第3希望 年 月 日 () 午前・午後 時

2 開催希望場所

第1希望場所 ()

第2希望場所 ()

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

山陽小野田市長 印

山陽小野田市まちづくり懇談会開催通知書

年 月 日付けで申込みのあったまちづくり懇談会の開催について、下記のとおり決定したので通知します。

1 以下のとおり開催します。

相手方	
日 時	年 月 日 () : ~ :
場 所	
テーマ	
備 考	

2 下記の理由により開催しません。

山陽小野田市まちづくり懇談会実施要綱第3条第3項第 号に該当